

公益財団法人日本スポーツ協会・公認スポーツ指導者 における専門科目検定規程

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款第1章第4条（1）項及び第2章第7条（2）に基づき、スノースポーツ教師の育成・指導及び検定を行うためにこれを定める。

なお、この規程は「商業スポーツ施設（公認スキースクール等）」において、競技者育成プログラムに基づいた指導にあたり、多様な能力やニーズに対応する高度な指導法を身につけるとともに、施設等の経営に関する基礎的知識の習得者の養成を目的とする。

2. 公認スポーツ指導者「公認スキー教師」の専門科目講習を次のように定める。

（1） 検定内容

イ. 検定は基礎理論、実技・指導実習の集合講習による総合判定とする。ただし、ステージⅢ資格を有する者は、専門科目Ⅰ・Ⅱを全て免除する。

ロ. 専門科目・共通科目全科目の検定に合格した者を、「公認スキー教師」と認める。

（2） 実 施

専門科目は協会の主催で教育部が実施する。

（3） 検 定 員

会長から委嘱された専門科目講師またはイグザミネーターがこれに当たる。

（4） 会 期

イ. 集合講習は原則として実技・指導実習講習会と基礎理論講習会に分けて実施する。

ロ. 実施計画については、協会と公益財団法人全日本スキー連盟（以下「全日本スキー連盟」という）と公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という）と相談の上実施する。

（5） 講習実施要綱、検定基準

講習実施要綱は別に定め、検定基準は協会検定基準に準ずる。

（6） 受験資格

イ. 受験を開始する年の4月1日現在、満20歳以上の者で、商業スポーツ施設において指導にあっている者。

ロ. 公認スキー学校長の所属証明書を提出できる者。

ハ. 公認スキー学校における所定時間の実技・指導実習の講習修了証明書を提出できる者。

（7） 受験手続

イ. 所定の書類に自筆で記入し、捺印の上、上半身の写真(2.5cm×3cm)を添付し、受験料を添え協会に提出する。(所属証明書、実技・指導実習の講習修了証明書は専門科目受験の際提出)

ロ. 受験料の有効期間は、申込みの年より1年以内とする。ただし、理由の如何を問わず受験料の払い戻しはしない。

- (8) 再 受 験
- イ. 専門科目・共通科目それぞれ合格点に達しない科目の再受験ができる。
 - ロ. 再受験の有効期限は初受験年を入れ2年とする。ただし、そのつど該当する科目の受験料をあらたに納入しなければならない。
- (9) 結果の手続き
- イ. 資格委員長は、検定実施の結果を所定の報告書に記入の上、教育部長に報告する。
 - ロ. 教育部長は、検定の可否の判定を理事会の審議に諮る。
 - ハ. 教育部長は、検定の可否の結果を受験者に通知する。
- (10) 合格の手続
- イ. 合格した者は、協会に公認スキー教師の認定料及び登録料を納入しなければならない。
 - ロ. 「公認スキー教師」の認定証及び登録証の交付は、日本スポーツ協会が行う。
3. 公認スポーツ指導者「公認スキー上級教師」の検定を次のように定める。
- (1) 検定内容
- イ. 検定は基礎理論、実技・指導実習の集合講習による総合判定とする。ただし、ステージIV資格を有する者は、専門科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅵを全て免除する。
 - ロ. 専門科目・共通科目全科目の検定に合格した者を、「公認スキー上級教師」と認める。
- (2) 実 施
- 専門科目は協会の主催で教育部が実施する。
- (3) 検 定 員
- 会長から委嘱された専門科目講師またはイグザミネーターがこれに当たる。
- (4) 会 期
- イ. 集合講習は原則として実技・指導実習講習会と基礎理論講習会に分けて実施する。
 - ロ. 実施計画の詳細については、協会と全日本スキー連盟と日本スポーツ協会との相談の上実施する。
- (5) 講習実施要綱、検定基準
- 講習実施要綱は別に定め、検定基準は協会検定基準に準ずる。
- (6) 受験資格
- イ. 受験を開始する年の4月1日現在、満20歳以上の者で、商業スポーツ施設において指導にあっている者。
 - ロ. 公認スキー学校長の所属証明書を提出できる者。
 - ハ. 公認スキー学校における所定時間の実技・指導実習の講習修了証明書を提出できる者。
- (7) 受験手続
- イ. 所定の書類に自筆で記入し、捺印の上、上半身の写真(2.5cm×3cm)を添付し、受験料を添え協会に提出する。(所属証明書、実技・指導実習の講習修了証明書は専門科目受験の際提出)
 - ロ. 受験料の有効期間は、申込みの年より1年以内とする。ただし、理由の如何を問わず受験料の払い戻しはしない。

(8) 再 受 験

- イ. 専門科目・共通科目それぞれ合格点に達しない科目の再受験ができる。
- ロ. 再受験の有効期限は初受験年を入れ3年とする。ただし、そのつど該当する科目の受験料をあらたに納入しなければならない。

(9) 結果の手続き

- イ. 検定委員長は、検定実施の結果を所定の報告書に記入の上、教育部長に報告する。
- ロ. 教育部長は、検定の合否の判定を理事会の審議に諮る。
- ハ. 教育部長は、検定の合否の結果を受験者に通知する。

(10) 合格の手続

- イ. 合格した者は、協会に公認スキー教師の認定料及び登録料を納入しなければならない。
- ロ. 「公認スキー教師」の認定証及び登録証の交付は、日本スポーツ協会が行う。

附則この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 7月21日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成30年12月 1日から施行する。